



# 福祉用具貸出事業



本巣市社会福祉協議会から福祉用具の貸出利用を希望されます方へご案内

★利用対象者 市内在住の介護保険認定者を除く方

## <利用料一覧表>

| 福祉用具名 | 利 用 料<br>1日目～15日目 | 利用料16日目以降 |
|-------|-------------------|-----------|
|       |                   | 1ヶ月分      |
| 電動ベット | 500円              | 1,000円    |
| 車椅子   | 無 料               | 300円      |
| 歩行器   | 無 料               | 300円      |

☆ 1ヶ月を超える場合、15日未満は半額、16日以上は1ヶ月分の利用料で計算します。

☆ 利用料は、3ヶ月ごとの請求とします。

☆ 利用料納入方法 ① 収納金口座振替依頼により口座振替  
② 納入通知書により社協窓口にて現金納付

|                  |  |                  |
|------------------|--|------------------|
| 納<br>入<br>時<br>期 | 4月～ 6月ご利用分 8月10日                             | 7月～9月ご利用分 11月10日 |
|                  | 10月～12月ご利用分 2月10日                            | 1月～3月ご利用分 5月10日  |
|                  | ※ 口座振替の場合、10日が金融機関の休業日にあたる場合は、次の最初の営業日になります。 |                  |
|                  | ※ 返却月についてはその都度納入通知書を発行します。                   |                  |

☆ 福祉用具貸出事業は年度ごとに申請書の提出をお願いします。

☆ 福祉用具貸出事業に伴う詳しい問合せ先

社会福祉法人 本巣市社会福祉協議会 地域福祉課

住 所 本巣市上保1261番地4 (糸貫ぬくもりの里 内)

電 話 058-320-0531

担 当 生活支援係

